

人材紹介に関する契約書

医療法人●●（以下「甲」という。）と株式会社 D-rector（以下「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づき、甲乙間で行われる人材紹介に関して、次のとおり契約（以下「**本契約**」という。）を締結する。

第 1 条 （紹介内容）

- 乙は、甲が行う人材の採用を支援するため、甲より明示された求人条件に該当すると思われる適切な候補者（以下「**候補者**」という。）を、甲に対し紹介する。また、甲が採用を行うについての相談、助言並びに候補者の開拓も行うものとする。以下、これらの業務を総称して「**本業務**」という。
- 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法第 5 条の 3 第 2 項に基づき候補者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他労働条件を書面、ファクシミリ又は電子メールで明示する。また、乙は、候補者に対し、同法第 5 条の 3 第 1 項に基づき候補者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他労働条件を明示する。
- 甲は、乙から紹介された候補者が、甲による採用が決定されるまでに限り、他企業・他法人の求人に応募する可能性があることを了承する。
- 乙は、本業務の遂行による採用の確実性、候補者の資質、能力及び応募書類等の情報の正確性等の保証は行わないものとする。

第 2 条 （選考採用）

甲は、乙により紹介された候補者を自ら選考の上、甲の責任において当該候補者の採用の可否を決定する。この場合、乙は、甲に対し、採用選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行うものとする。

第 3 条 （労働条件の明示）

甲は、乙が紹介した候補者について採用を決定した場合には、当該採用決定された候補者（以下「**採用決定者**」という。）に対して交付する労働基準法第 15 条及び同法施行規則第 5 条に基づく労働条件明示書面（賃金、労働時間その他法令に定める事項の明示）の写しを、乙にも交付するものとする。また、甲は、採用決定者との間で直接的に雇用契約を締結する。

第 4 条 （報酬の発生）

- 甲が乙より紹介された候補者の採用を決定した場合、採用決定者が甲において勤務を開始した日（以下「**入職日**」という。）に、本業務遂行の対価である報酬（以下「**本件報酬**」という。）が発生する。
- 乙が紹介した候補者について甲が採用内定した後、甲が正当な事由なく一方的都合により内定を取り消した場合には、同内定取消し日に、次条第 4 項に基づき算定された報酬が発生する。

第 5 条 （報酬の算出）

- 本件報酬の額は、甲と採用決定者との間で合意した理論上の年間総収入の 30%に相当する金額（消費税別）とする。
- 前項の「年間総収入」には、基準内賃金 12 ヶ月分及び理論上の通年賞与のほか、採用決定者と同等の甲の被雇用者に対し、通常支払われる諸手当を含む。本項の「基準内賃金」とは、基本給、地域手当、家族手当、住宅手当、役職手当、職務手当、特別手当、調整手当とし、通勤手当、時間外手当、休日手当、深夜労働手当、単身赴任手当（別居滞在手当）等の割増賃金は含まないものとする。
- 本件報酬は、前 2 項の定めに従い、乙により算出され確定されるものとする。甲は、乙に対し、速やかに、本件報酬の算出に必要な情報（第 1 項の年間総収入の額等）及び根拠資料を提供する。なお、甲及び採用決定者の間で第 1 項の年間総収入の金額について合意がなされた後は、甲及び乙が別途合意した場合又は年間総収入の額が増額された場合を除き、同年間総収入の金額を基準に前 2 項により算出された本件報酬の額を変更することはできないものとする。
- 前条第 2 項（内定取消し）における報酬の額は、前 3 項に基づき算出される本件報酬額の 30%相当額とする。

第 6 条 （報酬の支払）

- 乙は、甲に対し、前条第 1 項から第 3 項までの規定により算出された本件報酬を、採用決定者の入職日以降請求する。甲は、当該請求日から 30 日以内に、本件報酬を、乙の指定する銀行口座へ振込送金する

方法により支払う。振込手数料は甲の負担とする。

- 乙は、甲に対し、前条第 4 項により算出された第 4 条第 2 項（内定取消し）における報酬を、乙が内定取消しをした日以降請求する。甲による支払いは前項を適用する。
- 採用決定者が甲に入職した後に退職した場合であっても、次条の報酬返還に該当する場合を除き、乙は本契約に基づき甲から受領した報酬を返還する義務を負わない。また、当該退職が甲による報酬支払い前であっても、甲の報酬支払い債務は消滅しない（ただし、次条の報酬返還に該当する場合には、甲乙の別途合意により、相殺による精算をすることもできる。）。

第 7 条 （報酬の返還）

以下の事由が発生したときは、乙は、甲に対し、以下の基準に基づき本件報酬の一部を返還する。乙は、甲からの請求に応じて、当該請求日から 30 日以内に、甲の指定する銀行口座へ振込送金する方法により返還する。振込手数料は乙の負担とする。
（返還の発生事由）

- 法令又は適法な甲の内部規程等に基づく、適法な普通解雇又は懲戒解雇により、採用決定者が甲を退職した場合
- 採用決定者の自己都合により、採用決定者が甲を退職した場合（ただし、①候補者の死亡又は病気による場合、②甲による退職勧奨等に基づく場合、③甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約の内容及著しく異なることに起因する場合、④甲の採用決定者に対する法令違反行為に起因する場合を除く。）

（返還の金額）

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 退職日が入職後 30 日以内の場合 | 報酬額×80% |
| (2) 退職日が入職後 60 日以内の場合 | 報酬額×50% |
| (3) 退職日が入職後 90 日以内の場合 | 報酬額×20% |

第 8 条 （機密情報）

- 本契約において「**機密情報**」とは、本契約締結後、文書、口頭、その他の手段により甲乙間で開示される相手方当事者の人事上、営業上及び技術上の一切の情報をいう。ただし、管轄官公庁又は法令に基づき開示・提供が要請されるものはこの限りではない。
- 前項に拘らず、機密情報が以下に該当する情報である旨の証明がなされ、当該証明の内容が適正であると判断した場合には、当該機密情報に関する第 9 条に定める機密保持義務を負わないものとする。
 - 既に公知・公用の情報
 - 開示後、甲又は乙の責によらず公知・公用となった情報
 - 当事者が相手方当事者から開示を受けたときに既に知得していた情報
 - 当事者が相手方当事者から開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により守秘義務を負うことなしに入手した情報

第 9 条 （機密保持・目的外使用禁止義務）

- 当事者は、相手方当事者から開示された機密情報を機密として保持し、また書面による事前の承諾を得ることなく、第三者（甲乙それぞれの役職員並びに弁護士、税理士等の法律上守秘義務を負う者を除く。）に機密情報を開示・漏洩・公表してはならないものとする。また、当事者は、機密情報を本契約の目的以外に利用してはならないものとする。
- 前項の書面による事前の承諾を取得した後、機密情報を第三者に開示しようとする当事者は、同開示に先立ち当該第三者と機密保持契約を締結するものとする。なお、当該契約の内容は、少なくとも本契約に基づき、甲乙が負担するのと同じの義務を当該第三者に対して課すものでなければならないものとする。
- 甲乙は、機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって保管、管理するものとする。
- 本条に定める甲乙の機密保持義務は、本契約期間終了後も消滅しないものとする。

第 10 条 （機密情報の返却）

当事者は、相手方当事者の要求があったときには、直ちに機密情報（機密情報の複製物及び第 9 条第 2 項により第三者に開示した機密情報を含む。）を、相手方当事者に返却又は破棄するものとする。なお、同返還又は破棄後も、第 9 条第 4 項の規定は有効に存続するものとする。

第 11 条 （個人情報）

乙は、甲が候補者を選考するにあたって必要と認められる限度において、候補者の氏名、連絡先、職務

書式を変更： 蛍光ペン（なし）

書式を変更： フォントの色： テキスト 1

経歴等の個人情報を甲に対して開示・提供する。ただし、乙は、求人条件に何ら関連のない、候補者の病歴、併願状況などの個人情報については、当該候補者の事前の承諾を得ない限り、甲に対して開示・提供しないものとする。

第 12 条 （業務提携先への開示・提供）

- 1 乙が、業務提携先に対し、より広範な求職者の中から候補者を甲に紹介する目的で、求人票に記載した求人条件並びに甲から提供された情報及び公開情報等を開示・提供することについて、甲は、予め同意する。ただし、個々の求人において甲が事前に開示・提供を希望しない旨を指定した場合はこの限りでない。
- 2 乙は、前項の開示・提供に際し、当該業務提携先に自己と同等の義務を遵守させるよう責任をもって監督するものとする。

第 13 条 （留意事項）

- 1 候補者につき、乙の紹介日から 1 年を経過しない間に、乙の紹介以外の方法によって甲への応募又は紹介がなされた場合、乙の紹介が優先されるものとする。
- 2 甲は、乙による候補者の紹介後、採用を決定するまでの間、乙の事前承諾なく、候補者と直接又は乙以外の者を介して連絡をとってはならない（ただし、やむを得ない調査その他特段の事由がある場合を除く。）。また、甲は、本契約の有効期限を問わず、乙より候補者の紹介を受けた日から 1 年を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、本契約による方法以外で当該候補者を採用してはならない。ただし、乙の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではない。
- 3 甲は、前項に違反した場合、違反行為の対象となった当該候補者 1 名につき報酬相当額の 2 倍の違約金又は 300 万円のいずれか高い金額を乙に対し支払うものとする。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、①乙が紹介した候補者について、乙の紹介よりも前に、甲に対し他の方法による応募又は紹介がなされていたこと、②甲が、乙に対し、乙から当該候補者の紹介を受けた後遅滞なく①の事実を通知したこと、③乙に求められた場合には、甲が乙に対し①の事実を証明する書面（電子メールを含む。）を提出したこと、の全ての要件を満たしたときは、甲は、前 3 項の義務を負わないものとする。
- 5 甲が、業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用又は候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用又は役務の提供の開始時点で本契約に基づく報酬が発生するものとし、本契約の全ての条項が準用されるものとする。

第 14 条 （本契約の有効期間）

- 1 本契約の有効期間は契約締結日より 1 年間とする。ただし、期間満了日の 1 ヶ月前までに甲乙双方より何ら異議申立のない場合、本契約は同一内容でさらに 1 年間有効とし、以降についても同様とする。
- 2 本契約第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 13 条及び第 17 条は、契約終了後もなお有効とする。

第 15 条 （本契約の解除）

甲及び乙は、相手方が本契約に違反し相当期間を定めて是正の催告を求めたにもかかわらず是正されない場合や、本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約有効期間においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

第 16 条 （法令遵守）

甲及び乙は、職業安定法等の職業紹介に関する法規、労働基準法等の労働関係に関する法規、個人情報保護法等の個人情報保護に関する法規、その他本契約ないし本業務に適用される一切の日本国法規を遵守する。

第 17 条 （反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び乙は、本契約書締結時現在、下記の各号に該当しないこと及び今後も該当しないことを表明し、保証する。
- （1）暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋その他反社会的な団体又はこれらと密接に関係を有する者（以下「**反社会的勢力**」と総称する。）であること、又はあったこと。
- （2）役員、従業員又は自らが知る限りの主要な出資者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。

- （3）親会社、子会社（会社法第 2 条第 4 号及び第 3 号の定義による）が前 2 号のいずれかに該当すること。
- 2 甲及び乙は、相手方が前項のいずれか一にでも違反したときは、催告なしに直ちに本契約を解除することができる。
- 3 甲及び乙は、前項に基づいて本契約を解除した場合、これにより相手方が被った損害につき一切の義務及び責任を負わないものとする。

第 18 条 （裁判管轄）

本契約に関する甲乙間の一切の争訟については、名古屋地方裁判所を、第一審専属合意管轄裁判所とする。

第 19 条 （誠実協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠実に協議のうえこれを解決するものとする。

本契約成立の証として本契約書正本 2 通を作成し、甲乙双方署名又は記名、押印の上、甲乙双方で 1 通ずつ保有する。

年 月 日

甲

乙

愛知県名古屋市西区名駅 1 丁目 1-17
ダイヤモンドビル 11 階

株式会社 D-rector
代表取締役

厚生労働大臣認可
有料職業紹介事業許可番号：●●